

平成27(2015)年度 東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程学生募集要項

言語情報科学専攻・超域文化科学専攻 地域文化研究専攻・国際社会科学専攻

教育研究上の目的

本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

求める学生像

当該専門分野に関する基礎的な知識・研究能力を有するのみならず、広い学識をもって様々な分野での活躍を目指す人。

1. 出願資格

- (1) 本学において平成27(2015)年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者
(第1号)
- (2) 本学において修士の学位又は専門職学位を得た者(第2号)
- (3) 本学以外の大学において修士の学位又は専門職学位を得た者及び平成27(2015)年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者(第3号)
- (4) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成27(2015)年3月31日までに授与される見込みの者(第4号)
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成27(2015)年3月31日までに授与される見込みの者
(第5号)
- (6) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成27(2015)年3月31日までに授与される見込みの者(第6号)
- (7) 学校教育法第104条第4項の規定により修士の学位を授与された者及び平成27(2015)年3月31日までに授与される見込みの者(第7号)^{註1)}
- (8) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成27(2015)年3月31日までに授与される見込みの者(第8号)
- (9) 外国の学校、上記出願資格(6)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者及び平成27(2015)年3月31日までに合格見込みの者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(第9号)^{註2)}
- (10) 出願時において、大学を卒業し、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において、原則として常勤又はこれに準ずる身分をもって、2年以上研究に従事した者及び平成27(2015)年3月31

日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めたもの(第10号)^{注2)}

(11)外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において、原則として常勤又はこれに準ずる身分をもって、2年以上研究に従事した者及び平成27(2015)年3月31日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めたもの(第11号)^{注2)}

(12)個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成27(2015)年3月31日において24歳に達しているもの
(第12号)^{注3)}

注1)上記(7)に該当する者とは、学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から修士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を示す。

注2)上記(9)、(10)又は(11)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を平成26(2014)年10月6日(月)から10月10日(金)までに本研究科事務部に提出すること。提出書類等については事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

なお、審査の結果は、平成26(2014)年11月28日(金)頃各自に通知する。

注3)①上記(12)に該当する者とは、上記(1)から(11)に該当しない者のうち、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者を示す。

②上記(12)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を平成26(2014)年10月6日(月)から10月10日(金)までに本研究科事務部に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

③上記(12)に該当する者で、入学資格審査で修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、平成26(2014)年11月28日(金)頃各自に通知する。

注4)上記(1)から(12)のいずれかに該当するとともに、会社・学校・官公庁等に在職中の者、その他社会人としての経験を有する者は、下記2.(2)の社会人特別選抜に出願することができる。

2. 募集人員

(1)各専攻の募集人員は、下記のとおり。

専 攻	募 集 人 員
言 語 情 報 科 学	2 1 名
超 域 文 化 科 学	2 5 名
地 域 文 化 研 究	2 2 名
国 際 社 会 科 学	1 6 名

(2)募集人員のうち社会人特別選抜による者は、各専攻とも若干名である。

(3)試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合または下回る場合がある。

3. 選抜方法

(1)入学者の選考は、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績及び口述試験等による。

(2)口述試験等は、提出論文並びに志望する専門分野等について行う。専攻によっては口述試験の他に、外国語及び専門分野について学力検査(筆記試験を含む)を行うことがある。なお、論文を含む出願書類の審査で、口述試験等を行わずに不合格とすることがある。

(3)社会人特別選抜においては、上記(1)に加えて、本人のこれまでの社会での活動、今後の計画も選考の要素として重視する。

4. 試験期日及び場所

(1)出願資格第1号による出願者の選考期日及び場所は、出願後各自に通知する。

(2)出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号による出願者については、下表の日程によって選考試験を行う。

口述試験等の有無、詳細な日時及び場所等は、平成27(2015)年1月22日(木)正午に総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に掲示するとともに、各自に通知する。

専攻		試験日
言語情報科学		平成27年2月9日(月)～2月12日(木)
超域文化科学	表象文化論	平成27年2月9日(月)～2月10日(火)
	文化人類学	平成27年2月9日(月)
	比較文学比較文化	平成27年2月9日(月)～2月10日(火)
地域文化研究		平成27年2月4日(水)～2月6日(金)
国際社会科学	国際関係論	平成27年2月12日(木)
	関連社会科学	

5. 合格者の発表及び入学手続

(1)合格者については、受験番号を平成27(2015)年3月2日(月)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

(2)入学許可の通知は、平成27(2015)年3月上旬に本人への郵送により行う。

(3)入学許可の通知を受けた者は、その際に送付された入学手続要領に従って、平成27(2015)年3月中の所定の期間内に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱う。

(4)入学時に必要な経費(平成27(2015)年度予定額)

(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

ア. 入学料 282,000円(予定額)

イ. 授業料 前期分 260,400円(年額 520,800円)(予定額)

注)上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

(1)出願方法

ア. 出願資格第1号による出願者の場合の書類の提出方法及び受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)のア．キ．ク．ケ．コ．(別に提出の指示があればそれも併せて提出すること)を一括して本研究科所定の封筒に入れ、総合文化研究科事務部に直接持参して提出すること。郵送は認めない。ただし、本研究科の修士課程に在籍している者で、現在の専攻又は分野と異なる専攻又は分野へ出願する者及び他の研究科等を修了する予定の者は、下記(2)のイ．ウ．オ．カ．及びシ(該当する出願者のみ)も併せて提出すること。イ．ウ．については、各自で用意した封筒に入れて提出すること。

なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

b. 受付期間

平成26(2014)年12月5日(金)から12月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く)。また、受付時間は、午前9時から午後4時30分まで。

イ. 出願資格第2号による出願者の場合の書類の提出方法及び受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)のア．エ．キ．ク．ケ．コ．サ(振込金受付証明書を願書に貼付)．シ．ス(社会人特別選拔出願者のみ)．及びセ(外国人出願者のみ、日本の大学を卒業した者及び日本の大学院を修了した者または修了見込みの者は提出不要)．(別に提出の指示があればそれも併せて提出すること)を一括して本研究科所定の封筒に入れ、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。ただし、本研究科の修士課程を修了した者で、修了した専攻又は分野と異なる専攻又は分野へ出願する者及び他の研究科等を修了した者は、下記(2)のイ．ウ．オ．カ．も併せて提出することになるが、イ．ウ．については、各自で用意した封筒により、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。

また、本研究科の修士課程を修了した者で、修了した専攻又は分野と同じ専攻又は分野へ出願する者は、修士課程修了後に作成した論文及び論文要旨を下記(2)のイ．ウ．として提出してもよい。イ．ウ．を提出する場合は、各自で用意した封筒により、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。

なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

b. 受付期間

平成26(2014)年12月16日(火)から12月18日(木)まで。(平成26(2014)年12月19日(金)以降に到着したものについては、下記(2)のイ．ウ．も含め12月18日(木)までの消印があるものに限って有効とする。)

ウ. 出願資格第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号による出願者の場合の書類の提出方法並びに受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)のア．オ．カ．キ．ク．ケ．コ．サ(振込金受付証明書を願書に貼付)．セ(外国人出願者のみ、日本の大学を卒業した者及び日本の大学院を修了した者または修了見込みの者は提出不要)．を一括して本研究科所定の封筒に入れ、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。また、(2)のイ．ウ．エ．シ(該当する出願者のみ)．及びス(社会人特別選拔出願者のみ)．については、各自で用意した封筒により、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。

なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

b. 受付期間

平成26(2014)年12月16日(火)から12月18日(木)まで。(平成26(2014)年12月19日(金)以降に到着したものについては、下記(2)のイ．ウ．エ．シ．ス．も含め12月18日(木)までの消印があるものに限って有効とする。)

エ. 受付場所(あて先)

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学大学院総合文化研究科事務部(教養学部教務課総合文化大学院係)

(2)出願書類等

出願書類等は以下のとおりとなっているが、提出部数については専攻(分野)により異なるものもあるので、博士後期課程入学試験案内の【専攻(分野)別提出書類等一覧】を必ず参照すること。

- | | |
|--------------------|--|
| ア. 入学願書 | 本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。 |
| イ. 論文 | 修士の学位論文又はこれに代わるもの(本研究科所定の論文添付票を貼付すること)。すべてコピーでよい。なお、出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号による出願者は、修士論文(又はこれに代わるもの)に加えて、審査の参考となり得る論文があれば、所定の期間内にそれを提出してもよい。 |
| ウ. 論文要旨 | 日本文の場合は、4,000字以内とし、外国文の場合はA4判用紙に印書し、2,000語以内のもの(本研究科所定の論文要旨添付票を貼付すること)。 |
| エ. 研究業績一覧 | 研究業績のある者は、A4判用紙で各論文に2、3行程度の内容説明を付すること。 |
| オ. 成績証明書 | 修士課程以後のもの。 |
| カ. 修了証明書 | 在学中の者は3月の入学手続きの際に提出すること。修了見込証明書は不要。 |
| キ. 写真3葉
(同一のもの) | 3か月以内に撮影した正面上半身脱帽のものを、願書及び受験票に貼付して提出すること。 |
| ク. 受験票送付用封筒 | 本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、362円分の切手を貼ること。 |
| ケ. 口述試験通知用封筒 | 本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、362円分の切手を貼ること。 |
| コ. 宛名ラベル | 本研究科所定のものにそれぞれの送付物を受信する住所(国内)を記入すること。 |
| サ. 検定料 | 30,000円(出願資格第1号による出願者は不要。)
銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。
(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。) |

【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

【コンビニエンスストアでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、サークルK、サンクス、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。

【クレジットカードでの払込の場合】

クレジットカードは、ビザカード(VISA)、マスターカード(Master)、U Cカード、J C Bカード、アメリカン・エクスプレスカード(American Express)が利用可能。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、印刷した「受付完了画面」を出願書類に同封すること。

シ. 入学後の
研究計画書

以下のいずれかに該当する出願者は、必ず提出すること。

なお、書式等については、本要項10～15頁の【専攻(分野)別提出書類等一覧】を参照すること。

- ①出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号による出願者(社会人特別選抜を除く)
- ②出願資格第1号による出願者で、超域文化科学(文化人類学)専攻、地域文化研究専攻及び国際社会科学専攻を志望する者
- ③本研究科の修士課程に在学している者で、現在の専攻又は分野と異なる専攻又は分野へ出願する者
- ④出願資格第1号による出願者で、他の研究科等を修了する予定の者

ス. これまでの社会的活動の概要と今後の計画

A 4判用紙に1,600字程度でまとめたもの。

セ. 日本語能力証明書

日本語の教授、又はこれに準ずる者が記入したもの。

ただし、日本の大学を卒業した者及び日本の大学院を修了した者又は修了見込みの者は、提出不要。

7. 注意事項

- (1)同一年度において、本研究科内の2つ以上の専攻に出願することはできない。また、他の研究科等と重複して入学することはできない。
- (2)出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻しはしない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(6.(1)エ.)に届け出ること。
- (3)受験票等は平成27(2015)年1月16日(金)頃に、直接本人宛に郵送する。送付予定日から7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(6.(1)エ.)に連絡すること。
- (4)身体に障害のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。
- (5)在職中の者は、次の点に注意すること。
 - ア. 大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院の学業に専念すること。
 - イ. 在職のまま大学院に入学をしようとする者は、入学手続きの際に、在学期間中は学業に専念させる旨を記した、勤務先の長(任命権者又はそれに準ずる者)による証明書を提出すること。
- (6)事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、あらためて通知する。
- (7)提出論文等は返却しない。

- (8)外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第 319 号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (9)入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (10)出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (11)入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (12)出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

平成26(2014)年 7 月